

アンケート回答内容

資料2-4

質問 団体名	質問（1） 法改正を受けて、条例においても事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮を「努力義務」から「義務」にすることについて、何か御意見はありますか。	質問（2） 条例に「環境の整備」を記載することについて、何か御意見はありますか。	質問（3） 法改正を受けて、相談及び紛争の防止等のための体制の整備において「人材の育成及び確保のための措置」を記載することについて、何か御意見はありますか。	質問（4） その他、条例の見直しについて、何か御意見はありますか。
広島市ろうあ協会	「合理的配慮の提供」がこれまで事業者は努力義務とされていたが、法改正により義務化されることとなる。それ自体は喜ばしいことだが、当事者の要望をどこまで事業者が汲み取ってくれるのか。当事者はここまでは合理的配慮だと認識していても、事業者は合理的配慮ではないと判断したら紛争の原因となる恐れがある。このあたり条例施行まで当事者と事業者による研修を重ねてスムーズに条例施行して欲しい。	「環境の整備」とは主に社会的障壁除去の実施について記述されている。しかしながら現在その流れに逆行するかのよう県内における「みどりの窓口」が6駅廃止された。今後小規模な駅は「みどりの窓口」を廃止していく方針だという。廃止する代わりに発券機が設置されているが非常に使いにくく手間取る。やむなく障害者割引切符を購入したくても大きな駅までの移動を余儀なくされている現状がある。今後事業者による経営の合理化の一環で一方向的に民間サービスを削除、廃止していくのでなく事前に当事者団体の声も聴いてもらうようにして欲しい。	広島市HPに掲載されている「広島市障害者差別解消支援地域協議会の開催状況」及び「広島市障害者差別解消支援地域協議会委員名簿」を開覧すると、広島市は十分体制を構築しているものと思う。今後この協議会に当事者のみではなく事業者も交えていけばよりよい協議会となるかと思うがどうか。	事業者の努力義務が義務化されることで事業者に過重の負担が発生しないか、どこまでが合理的配慮となるのか、官民交えた研修が必要となるのではないか。しかしながら大きな懸念事項は「みどりの窓口」問題でも述べたように現在享受している民間サービスを一方的に打ち切り、削除・廃止となることはどうしても避けて欲しい。「私たちのことを、私たち抜きで決めないで」この原点に帰って頂きたいものです。
広島市手をつなぐ育成会	障害者差別解消法の改正で義務化される事業者における合理的配慮の提供が「知的・発達障害の特性」を踏まえたものとなるよう、十分に事業者に対する周知と「知的・発達障害の特性」に関する啓発を展開してください。	「事前的改善措置」を行う場合、意思表示やコミュニケーション支援など、知的・発達障害者にもわかりやすい改善措置を希望します。	紛争解決のための専門性をもったコーディネーターの配置が必要だと思われます。	第4条（市の責務）を重く受け止めて、「障害及び障害者に対する関心の促進」の施策推進を実施してください。障害理解の市民講座や小中学校などでの障害者理解外部授業などなるよう、十分に事業者に対する周知と知的・発達障害の特性に関する啓発を展開すること。
広島障害フォーラム（HDF）	事業者への合理的配慮の義務化は当初より要望してきたものであり、適切な改定と考えます。「義務化」に伴い事業者が行わなくてはならない責務についても、5条に設けるなどにより記載が必要ではないでしょうか。また、6条市民の役割についても努力義務を義務として見直す必要があるかと考えます。 →（市の見解）同条文は、いわゆる合理的配慮の提供や不当な差別的取扱いの禁止について定めたものではなく、本市の施策に協力にすることについての努力義務を定めたものであり、義務化にはなじまないものと考えます。	「環境の整備に努めなければならない。」の表現では義務化した意味が薄れてしまうのでは？「環境を整備しなくてはならない。」とすべきでは。 →（市の見解）エレベーターの設置などを含んでいる環境の整備を義務化することは、過度な負担であり、守れないルールになってしまふことが懸念されます。まずは、今回義務化される事業者による合理的配慮の提供が、個々の場面及び障害者に対し、柔軟に行われるよう周知啓発をしていきます。	どのような人材をどの程度、どういう形で確保するのかについては「要綱」「規則」の範疇かと思いますが、その過程でぜひ当事者・関係者の意見を聞いてほしいと思います。	条例が施行となったのが令和2年、それから3年の間でこの条例の11条～15条で定めるような事象がどの程度生じたのか、またそれがどのような事象でどう解決されたのか、公表いただくと今後の見直しにも適切な意見を述べさせていただけると思います。